車両及び運搬具	特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） 四五
	散水車 四五
	除雪車 四五
	タンク車、じんかい車、し尿車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 四五
	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） 四三
	その他のもの 四三
	前掲のもの以外のもの 四
	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 四
	小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） 四
	その他のもの 四
	貨物自動車 四
	ダンプ式のもの 四四
	その他のもの 五五
	報道通信用のもの 五五
	その他のもの 六三
	二輪又は三輪自動車 四
	フォークリフト 三五
	トロッコ 三五
	金属製のもの 三五
	その他のもの 三五
	その他のもの 四七
	自走能力を有するもの 四七
	その他のもの 四七
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） 五
	治具及び取付工具 三
	ロール 四
	金属圧延用のもの 四
	その他のもの 四
	切削工具 二
	前掲のもの以外のもの 三
	白金ノズル 一三
	その他のもの 三

	前掲の区分によらないもの 十三
	白金ノズル 八
	その他の主として金属製のもの 八
	その他のもの 四
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 一五
	事務机、事務いす及びキャビネット 一五
	主として金属製のもの 八
	その他のもの 八
	応接セット 五
	接客業用のもの 八
	その他のもの 五
	その他の家具 五
	接客業用のもの 一五
	その他のもの 八
	主として金属製のもの 一五
	その他のもの 八
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 五
	冷房用又は暖房用機器 六
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 六
	食事又はちゆう房用品 六
	陶磁器製又はガラス製のもの 二
	その他のもの 五
	その他のもの 一五
	主として金属製のもの 一五
	その他のもの 八
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 三
	孔版印刷又は印書業用のもの 五
	その他のもの 五
	電子計算機 四
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） 五
	その他のもの 五
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの 五
	その他の事務機器 五
	テレタイプライター及びファクシミリ 五
	インターホーン及び放送用設備 六